

手づくり マーケット in 新宿



障害者週間(12月3日～9日)に併せて開催
します。当日直接、会場へおいでください。

●障害者作品展

📅 12月3日(火)正午～9日(月)午後3時

📍 四谷地域センター(内藤町87)

●障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展

📅 ▶ 12月4日(水)午前10時30分～午後7時、

▶ 5日(木)午前10時30分～午後5時

📍 新宿駅西口広場イベントコーナー

※売り上げは商品を製作した障害のある方
に還元されます。

●障害者理解啓発パネル展・障害者作品展

📅 12月4日(水)～10日(火)

📍 区役所本庁舎1階ロビー

共通事項

📞 障害者福祉課事業指導係 ☎(5273)
4253・FAX(3209)3441

名誉区民の高階秀爾さんが逝去

新宿区名誉区民の高階秀爾さん(美術評論・文化振興)が10月17日逝去
されました(享年92歳)。

高階秀爾さんは、昭和28年に東京大学教養学部教養学科を卒業後、同
大学大学院在学中に、フランス政府招聘給費留学生として渡仏し、パリ大
学付属美術研究所・ルーブル学院で西洋美術史を専攻しました。

帰国後、昭和46年から東京大学で助教授、教授を歴任し、優れた後進の
育成に力を注ぐとともに、西洋美術の研究や評論活動を行い、国際美術史学会など多くの国際
シンポジウム・会議における研究発表等、大きな業績を残しています。

国立西洋美術館長、大原美術館長を務めるなど、豊かな知識と経験により美術館運営におい
ても大きな実績を挙げたほか、文化審議会の初代会長をはじめとする数多くの公的な委員も歴
任されました。

平成17年には文化功労者として顕彰され、平成24年には文化勲章を受章するほか、令和2年
に日本藝術院長に就任するなど、我が国の文化行政にも大きく尽力されました。

区においても文化芸術の振興に力を注ぎ、「新宿区文化芸術振興基本条例」の成立に尽力し、
平成22年「新宿区文化芸術振興会議」会長に就任されました。

区では平成25年3月、高階秀爾さんの社会文化への貢献、功績をたたえ、名誉区民の称号を
贈りました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

📞 総務課総務係 ☎(5273)3505



快適なマンションライフのために 46

マンション管理計画認定手続支援サービス 手数料補助金をご活用ください



区では、2月からマンション管理計画認定制度を開始し、既に多くの
マンション管理組合から認定の申請や問い合わせをいただいています。

また、4月からマンション管理計画の認定取得を支援・促進するた
め、申請時に利用するマンション管理計画認定手続支援サービスの
手数料を補助する事業を開始しました(補助額…サービス利用料1万
円/事前確認審査料上限4万円)。既に認定を取得したマンションの
管理組合もご利用いただけます。

※同補助金を利用するには、お住まいのマンション管理組合の総会等
での決議が必要です。詳しくは、新宿区ホームページ(上二次元コー
ド)をご覧ください。

📞 住宅課居住支援係 ☎(5273)3567



令和6年第4回区議会定例会



本会議の様子は新宿区ホームページ(右二次元コード)
でご覧いただけます。



📞 議会事務局調査管理係 ☎(5273)3534

期日	開会時間	会議・委員会の名称
11月28日(木)	午前10時	本会議(代表質問等)
11月29日(金)		本会議(代表質問・一般質問、議案の提案説明等)
12月2日(月)・3日(火)		常任委員会(総務区民、福祉健康、環境建設、文教子ども家庭)
12月4日(水)		特別委員会(防災等安全対策、自治・議会・行財政改革等)
12月5日(木)		特別委員会(文化観光産業等、本庁舎対策等)
12月9日(月)	午後2時	本会議(議案の採決、意見書・決議の採決等)

※日程は変更になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

木造住宅の不燃化建て替え等に助成しています



木造住宅密集地域等の解消に向けて

木造住宅密集地域等のうち、特に不燃化を促進すべき地域等
を対象に、現存する木造住宅を準耐火建築物等にするための不
燃化建て替えや除却(取り壊し)に助成しています。不燃化建て



替えや除却への助成は、一部を除き事前の耐震診断(今年度の予備耐震診断
(無料)の申請期限は令和7年1月31日(金))が必要です。お早めにご相談くだ
さい。

※工事等の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。

●不燃化建て替えへの助成

📅 ▶ 昭和56年5月31日以前の着工で耐震診断の結果、耐震性が不足し
ていると診断された木造住宅…補助対象事業費の4分の3以内(1件につき
300万円を限度)

▶ 左下記以外の木造住宅…補助対象事業費の4分の3以内(1件につき100
万円を限度)

●除却(取り壊し)への助成

📅 ▶ 昭和56年5月31日以前の着工で耐震診断の結果、耐震性が不足して
いると診断された木造住宅…補助対象事業費の4分の3以内(1件につき50
万円を限度)

対象地域 以下の町丁目の全域または一部

▶ 赤城下町、▶ 赤城元町、▶ 市谷柳町、▶ 市谷山伏町、▶ 榎町、▶ 改代町、
▶ 神楽坂1～6丁目、▶ 上落合1～3丁目、▶ 北新宿2丁目、▶ 左門町、▶ 信濃
町、▶ 須賀町、▶ 築地町、▶ 天神町、▶ 中里町、▶ 西新宿5丁目、▶ 弁天町、
▶ 南榎町、▶ 南元町、▶ 山吹町、▶ 矢来町、▶ 四谷3丁目、▶ 若葉1～3丁目

📞 防災都市づくり課 ☎(5273)3829